

## 中山間地域等の総合振興のための計画等に係る基本指針

〔 1 7 農 振 第 1 1 0 9 号 〕  
平成 1 7 年 1 2 月 5 日  
農 村 振 興 局 長 通 知

### 第 1 趣旨

平野の外縁部から山間地に至る中山間地域等は、河川の上流域に位置し、傾斜地が多い等の立地特性から、食料の安定供給の他に、水源のかん養、国土・環境の保全、保健休養、伝統文化の保全等の多面的機能を有しており、我が国の農業・農村の発展を図る上で重要な役割を果たしている。

しかしながら、過疎化・高齢化の進行や担い手の減少及び耕作放棄地の増加等により、地域活力や多面的機能の低下が懸念されている。

このため、地域特性を踏まえた地域間の連携・調整を行いつつ、広域的に中山間地域等の振興を総合的・計画的に実施するとの観点に立ち、中山間地域等の総合的な振興のための計画のあり方を明らかにすることが重要である。

本指針は、中山間地域等の総合的な振興のための計画の作成及びその運用に係る基本的な指針をまとめたものであり、都道府県又は市町村若しくは広域事務組合（以下「都道府県又は市町村等」という。）においては、地域の振興に当たって参考とされたい。

### 第 2 実施地域

本指針の対象となる地域は、今後とも農林水産業が地域の主要な産業であることが見込まれる地域であって、次に掲げる地域及びこれに隣接する地域（以下「中山間地域等」という。）とする。

- 1 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 7 2 号。以下「特定農山村法」という。）第 2 条第 1 項に規定する特定農山村地域
- 2 山村振興法（昭和 4 0 年法律第 6 4 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された振興山村
- 3 過疎地域自立促進特別措置法（平成 1 2 年法律第 1 5 号）第 2 条第 1 項に規定する過疎地域（同法第 3 3 条第 1 項又は第 2 項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）
- 4 半島振興法（昭和 6 0 年法律第 6 3 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域
- 5 離島振興法（昭和 2 8 年法律第 7 2 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域
- 6 沖縄振興特別措置法（平成 1 4 年法律第 1 4 号）第 3 条第 1 号に規定する沖縄
- 7 奄美群島振興開発特別措置法（昭和 2 9 年法律第 1 8 9 号）第 1 条に規定する奄美群島
- 8 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 4 4 年法律第 7 9 号）第 2 条第 1 項に規定する小笠原諸島

### 第3 中山間地域等総合振興方針及び中山間地域等総合振興計画の内容

#### 1 中山間地域等総合振興方針の策定

- (1) 国は、振興の目標・方向・推進方法等を記した中山間地域等総合振興方針（以下「振興方針」という。）を定めるものとする。
- (2) 国は、情勢の推移により必要が生じたときは、振興方針を変更することができるものとする。
- (3) 国は、振興方針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第5の1の第三者機関の意見を聴くものとする。

#### 2 中山間地域等総合振興計画の作成

- (1) 都道府県又は市町村等は、広域的な連携を図る必要性のある地域について、1の振興方針を参考として、おおむね5年後を目標とした中山間地域等総合振興計画（以下「振興計画」という。）を作成することが望ましい。
- (2) 振興計画の内容は、別表に掲げる事項を内容とすることが適当である。
- (3) 振興計画は、中山間地域等の総合的かつ計画的な振興を図る観点から、原則として複数の市町村が連携した広域的な地域を対象として作成することとする。この場合、都道府県、市町村等の中で十分な調整を図ることとする。  
ただし、市町村合併の進展の中で、市町村の区域内の集落間や旧村間の調整を図る必要がある場合には、単独市町村又はその一部の範囲を対象として振興計画を作成することも適当である。
- (4) 都道府県又は市町村等は、振興計画の作成にあたり、必要に応じて国に助言を求めることができる。この場合、市町村等は都道府県を経由して行うことができる。また、助言を求められた場合、国は適切な助言等を行うこととする。
- (5) 都道府県又は市町村等が作成した中山間地域等の総合的な振興に関する計画等（振興計画を除く。）であって、別表に掲げる事項をおおむね含んだ内容とするものについては、振興計画とみなすことができる。

#### 3 振興計画の実施

都道府県又は市町村等は、振興計画の着実な実施を図るとともに、状況の変化等を踏まえ、必要に応じて振興計画の見直しを図ることが望ましい。

#### 4 振興計画に関する情報収集

国は、中山間地域等の振興方策を検討するため、必要に応じて、地方農政局（北海道にあっては農村振興局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下「地方農政局等」という。）を通じ、振興計画（2の（5）により振興計画とみなされたものを含む。）の作成・実施状況等に関する情報を収集するものとする。

### 第4 関連諸制度との連携

本指針による振興の推進に当たっては、特定農山村法、山村振興法、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）、農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）等による関連諸制度及び中山間地域等直接支払制度との連携を図ることが適当である。

## 第5 推進体制

### 1 第三者機関

国は、本指針による振興の推進方法や推進効果の評価等について意見を聴くため、農業・農村等の振興に高い識見を有する者から構成される中立的な第三者機関を設置する。また、都道府県又は市町村等においても設置することが望ましい。

なお、既に中立的な第三者機関を設置している場合には、当該機関を活用することができるものとする。

### 2 国

国は、本指針に基づく振興を効果的、効率的に推進するため、関係部局庁が緊密な連携を図るものとする。また、地方農政局等においても同様に対応するものとする。

### 3 都道府県又は市町村等

都道府県又は市町村等は、本指針による振興を効果的・効率的に推進するため、相互の緊密な連携と関係部局間の横断的な連携に努めるものとする。

## 第6 実施期間

本指針による中山間地域等の総合的な振興のあり方については、平成21年度までの振興計画の作成状況、評価等を踏まえて見直すものとする。

## 附則

### 1 次に掲げる要綱、要領及び方針については、廃止する。

- (1) 中山間地域等総合振興対策実施要綱（平成12年8月9日付け12構改B第759号農林水産事務次官依命通知）
- (2) 中山間地域等総合振興対策実施要領（平成12年8月9日付け12構改B第760号構造改善局長、農産園芸局長、畜産局長、林野庁長官、水産庁長官通知）
- (3) 中山間地域等総合振興方針（平成12年8月9日付け12構改B第761号農林水産事務次官依命通知）

### 2 1に掲げる要綱、要領及び方針に基づき、平成16年度までに策定した地域別振興アクションプランについては、なお従前の例により取り扱うものとする。

## 別表

### 中山間地域等の総合的な振興計画

- 1 中山間地域等の概要、現状と課題、広域的な連携の必要性
- 2 中山間地域等の振興の基本的な考え方
- 3 当該地域の目指すべき将来像（おおむね10～15年後）
- 4 振興目標

当該地域の目指すべき将来像を実現するため、概ね5年後に達成すべき目標を設定する。目標とする具体的な事項の例示は以下のとおり。

#### (1) 農林水産業その他の産業の振興

- ① 農林漁業の生産性の向上
- ② 高収益・高付加価値型農林水産業の推進

- ③農林水産業関連産業の振興
- ④生産基盤の整備（農林水産業、工業、観光業等）
- ⑤交流人口の拡大
- ⑥鳥獣被害の防止

(2) 多面的機能の確保

- ①多面的機能の維持・増進（農地の保全、森林の整備等）
- ②快適性の向上（伝統的家屋の利用、伝統文化等の継承、ビオトープ整備等）
- ③交流施設の整備（保健・文化・教育的利用環境の整備・保全、都市との共生対流の推進ネットワークの整備等）

(3) 生活環境の整備等による定住の促進

- ①生活基盤の整備（アクセス条件の改善、情報・通信、污水处理施設等の整備）
- ②高齢者・女性対策の推進

(4) 域内における集落連携、法人参入の推進等

(5) 農林漁業間の連携的振興

5 目標指標

振興目標に応じ、各地域別の具体的な目標指標として、次の指標のほか、地域の実情を踏まえて必要な指標を設定する。なお、定量的な指標を設定することにより、将来の事後評価に活用できるものとする。

- ①就業人口
- ②I J Uターン等新規流入者数
- ③交流人口数
- ④総農林漁家数
- ⑤総生産額
- ⑥農林業産出額、水産業生産額
- ⑦農林水産業関連事業所数
- ⑧耕作放棄率
- ⑨ホームヘルパー数

6 目標を達成するために必要な事業

振興目標を達成するために必要な事業（ハード事業及びソフト事業）を選定するとともに、その必要性や大まかなスケジュールを明示する。

たとえば、地域の振興目標を達成するために、元気な地域づくり交付金や中山間地域等直接支払制度等をどのような方向で推進すべきか等について明示する。

7 推進体制の整備

振興の円滑な推進を図るため、自治体間相互の連携体制及び自治体内の関係部局間の横断的な推進体制について設定する。